

平成25年司法試験受験案内

司法試験委員会

1 出 願

【出願期間】 平成24年11月21日(水)～平成24年12月5日(水)

【平成24年12月5日(水)までの消印有効】

【受験票発送】平成25年4月17日(水)を予定

2 試験日程

【試験の期日】平成25年5月15日(水)、16日(木)、18日(土)、19日(日)

【時間割及び試験科目】

試験の期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
5月15日(水)	8:30	9:00	9:30～12:30 (3時間)	論文式試験(選択科目)
	—	13:30	13:45～15:45 (2時間)	論文式試験(公法系科目第1問)
	—	16:15	16:30～18:30 (2時間)	論文式試験(公法系科目第2問)
5月16日(木)	9:00	9:30	10:00～12:00 (2時間)	論文式試験(民事系科目第1問)
	—	13:00	13:15～15:15 (2時間)	論文式試験(民事系科目第2問)
	—	15:45	16:00～18:00 (2時間)	論文式試験(民事系科目第3問)
5月17日(金)	—	—	—	—
5月18日(土)	8:30	9:00	9:30～11:30 (2時間)	論文式試験(刑事系科目第1問)
	—	12:30	12:45～14:45 (2時間)	論文式試験(刑事系科目第2問)
5月19日(日)	9:30	10:00	10:30～13:00 (2時間30分)	短答式試験(民事系科目)
	—	14:00	14:15～15:45 (1時間30分)	短答式試験(公法系科目)
	—	16:15	16:30～18:00 (1時間30分)	短答式試験(刑事系科目)

【短答式試験成績発表】平成25年6月6日(木) 16:00予定 法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)

【短答式試験成績通知書発送】平成25年6月中旬

【合格発表】平成25年9月10日(火) 16:00予定 発表方法等詳細については、後日法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)にてお知らせします。
電話による可否の問い合わせには一切応じません。

平成25年10月2日(水) 官報公告

【合格通知書兼成績通知書発送】平成25年9月下旬

【合格証書授与】平成25年10月上旬

3 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

各試験地における試験場については、平成25年1月下旬頃、官報及び法務省ホームページでお知らせします。また、受験票に記載して通知します。

4 その他

新旧司法試験の併行実施が終了したことに伴い、「新司法試験」は「司法試験」となりました。

本受験案内及び平成25年司法試験受験願書の記入要領では併行実施期間中に実施された「新司法試験」については、「司法試験」と表記しています。

目 次

第1	受験資格	1
第2	出願手続	1
1	出願手続	1
2	提出書類	1
3	受験資格の証明	3
第3	出願後の記載事項の変更	4
1	氏名，郵便物送付先住所（郵便番号），電話番号又は本籍地の変更	4
2	試験地の変更	4
3	選択科目の変更	4
第4	受験者に交付される書類	5
第5	個人情報の取扱い	5
第6	受験上の注意事項	6
1	携行品	6
2	注意事項	6
第7	身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置	7
1	受験特別措置の申出	7
2	受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ	7
3	受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項	8
第8	参考事項	10
参考1	司法試験	10
参考2	受験資格	11
参考3	受験資格確認フロー	12

受験願書の提出先及び受験に関する問い合わせ先は，次のとおりです。

【受験願書の提出先】

司法試験委員会 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内

【受験に関する問い合わせ先】

法務省大臣官房人事課 司法試験係

TEL 03-3580-4111（代）

FAX 03-3592-7603

問い合わせへの対応 9:30~12:00, 13:00~18:00

（土曜日，日曜日及び祝日等の休日を除く。）

司法試験に合格すると，司法修習生となる資格が与えられ，司法修習修了後は，裁判官，検察官又は弁護士となることができます。それぞれの詳細に関する問い合わせ先は，次のとおりです。

司法修習について	最高裁判所人事局任用課	03-3264-8111
裁判官について	同上	同上
検察官について	法務省大臣官房人事課	03-3580-4111
弁護士について	日本弁護士連合会	03-3580-9841

第1 受験資格

司法試験は、司法試験法（昭和24年法律第140号）に基づいて実施されます。平成25年に実施される司法試験の受験資格は、①受験時において法科大学院の課程を修了し、かつ、5年間の期間において受験回数制限（3回）の範囲内である者又は②司法試験予備試験に合格した者です（11ページ「参考2 受験資格」参照）。

第2 出願手続

1 出願手続

受験を希望する者は、受験願書に必要な事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）で提出してください。出願は、本受験案内及び法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）のとおり行ってください。受験願書を直接持参しても受理しません。

【出願期間】

平成24年11月21日（水）から平成24年12月5日（水）まで

- 平成24年12月5日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。出願期間を過ぎたものは受理しません。

※ 注意事項

次の点に注意して出願してください。

- 受験願書の記入及び添付書類等が完備していることを確認すること。
- 司法試験委員会交付の出願用封筒を用い（出願用封筒1通につき、1人分の出願書類を封入してください。）、**必ず郵便局の窓口で「書留」扱い**とすること。
- 発送の際、消印の日付が出願期間内であることを必ず確認すること（受験願書の記載事項や添付書類に不備がある場合、出願期間内に補正を完了する必要があります。出願手続は、できる限り早めに行ってください。）。

2 提出書類

出願には次の書類が必要です。書類が誤っていたり、不足している場合には受理しません。なお、追加の書類提出を求められた場合は、封筒の表に赤字で「平成25年司法試験出願添付書類在中」と記載し、**必ず郵便局の窓口で「書留」扱い**にして郵送してください。

(1) 平成25年司法試験受験願書

以下のものを受験願書に貼り付け、別添の「**受験願書の記入要領**」をよく読んで必要事項を記入してください。

※ 受験願書は機械で読み取りますので、楷書で丁寧に記入してください。

貼り付けるもの	注 意 事 項 等
ア 写 真	写真の裏面に氏名及び生年月日を記入の上、全面をのり付けし、受験願書の「⑱ 写真貼付」欄にしっかり貼り付けてください。 写真の規格 1 出願者本人のみ写っているもの 2 出願前6月以内に撮影したもの 3 正面・無帽・無背景の カラー写真 であること 4 写真の大きさが縦45mm×横35mmのもの 5 頭頂から顎までが32mmから36mm程度 のもの 6 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの ※ パスポート申請用の写真と同一規格です。 ※ 写真は機械で読み取りますので、不鮮明なものなど、受験写真として不適当なものは差し替えをお願いすることがあります。
イ 受験手数料	28,000円分の収入印紙を、消印しないで、4枚以内 で受験願書の「収入印紙貼付」欄に貼り付けてください。 <u>現金・郵便切手・登記印紙・都道府県発行の収入証紙等は不可</u>

(2) 添付書類

書類名	注意事項等
ア 住民票（住民票記載事項証明書）又は在外公館が発行する在留証明書	<p>次に該当する場合は、必ず住民票を提出してください。</p> <p>該当しない場合は、受験願書の「⑦ 住民票コード」欄に、各市区町村から配布されている住民票コードを記入してください。住民票コードを記入したときは、住民票の提出は不要です。住民票コードの確認方法については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。</p> <p>① 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）に参加していない市区町村にお住まいの場合</p> <p>② 外国籍の場合</p> <p>※ 国籍の記載がある住民票を提出してください。</p> <p>また、通称名で受験を希望する場合は、通称名も記載がある住民票を提出してください。</p> <p>住民票は次の点に注意して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出願前6月以内に交付されたもの・ 本籍、世帯主及び続柄の記載の有無は問いません。・ コピーや認証印のないものは受理しません。

添付書類（該当者のみ）

書類名	注意事項等
イ 戸籍抄本又は除籍抄本（戸籍個人事項証明書又は除籍個人事項証明書）	<p>次に該当する場合は、氏名変更等の経緯が確認できる書類（戸籍抄本又は除籍抄本、出願前6月以内に交付されたものに限る。）を提出してください（別添「受験願書の記入要領」参照）。</p> <p>なお、戸籍抄本を提出した場合は、前記アの手続（住民票コードの記入又は住民票の提出）は不要です。除籍抄本を提出した場合は、前記アにより住民票コードの記入又は住民票の提出をしてください。</p> <p>① 司法試験において旧姓（戸籍上の旧氏名）による受験を希望する場合</p> <p>② 過去に司法試験、平成16年度以降に実施された旧司法試験第二次試験又は司法試験予備試験に出願した者で、最後の出願時の氏名と現在の氏名が異なる場合</p> <p>③ 法科大学院課程修了の受験資格に基づき出願する者で、法科大学院において使用していた氏名と現在の氏名が異なる場合</p> <p>※ 上記②又は③に該当する場合であっても、受験願書「② 旧氏名」欄の記入が不要とされる場合は、戸籍抄本等の提出は不要です（別添「受験願書の記入要領」参照）。</p> <p>※ 旧姓による受験を希望した場合は、受験者への通知（受験資格確認通知書を除く。）、官報公告等における氏名は旧姓となりますが、合格証書については戸籍上の氏名が記載されます。</p>
ウ 受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類	<p>視覚障害、肢体障害、その他身体に障害等があるため、司法試験の受験に際し特別措置を希望する場合は、受験願書の「⑩ 受験特別措置の希望」欄に、コード「1」を記入し、7ページ「第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」に従い、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出してください。</p>

3 受験資格の証明

受験資格の証明方法は次のとおりです。

受験者IDは、「受験資格確認通知書」（過去に受験した司法試験の受験票とともに送付）又は平成20年以降の司法試験成績通知書に記載されています。

※ 旧司法試験若しくは司法試験予備試験において受験者IDを取得している方で、過去に司法試験に出願したことのない方、又は、司法試験、旧司法試験若しくは司法試験予備試験において受験者IDを取得している方で、前回司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する方は、取得している受験者IDを記入の上、「(2) 受験者IDを取得していない場合」の手続を行ってください。

(注) 司法試験を受験すると、その受験に係る受験資格に対応する受験期間においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできません。

(1) 受験者ID を取得して いる場合	ア 受験者IDを受験願書の「㉓ 受験者ID」欄に記入する場合	受験者IDを「㉓ 受験者ID」欄に正確に記入してください。
	イ 受験者IDを受験願書の「㉓ 受験者ID」欄に記入しない場合	受験資格確認通知書等の紛失等により「受験者ID」が不明の場合には下記(2)の例により、再度、受験資格の証明を行ってください。
(2) 受験者ID を取得して いない場合	ア 法科大学院課程修了の受験資格 に基づき出願する場合（平成24年度中に法科大学院課程を修了する見込みの者を含む。）	司法試験委員会が法科大学院に対し受験資格の照会を行いますので、受験願書の「㉑ 法科大学院受験資格証明」の「同意」欄に照会に同意する意味の「1」を記入し、「学籍番号」欄に学籍番号を記入してください。 なお、学籍番号が不明の場合は、必ず法科大学院に確認の上、記入してください。
	イ 司法試験予備試験合格の受験資格 に基づき出願する場合	司法試験予備試験において取得している受験者IDを、受験願書の「㉓ 受験者ID」欄に記入し、「㉒ 司法試験予備試験合格の受験資格に基づき出願する者」各欄に必要事項を記入してください。 なお、受験者IDが不明の場合は、必ずあらかじめ司法試験委員会に確認の上、記入してください。

※ (1)又は(2)の方法で受験資格を確認しますので、受験資格を証する書面の添付は不要です。受験資格を確認できない場合は、受験資格を証明する書類の提出を求めることがありますので、その場合には、指定した期間内に必ず提出してください。

第3 出願後の記載事項の変更

1 氏名、郵便物送付先住所（郵便番号）、電話番号又は本籍地の変更

遅滞なく、変更届を司法試験委員会宛てに提出してください（封筒の表には、赤字で「司法試験変更届在中」と記載してください。）。

変更届には、試験地、受験者ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日を明記の上、氏名、郵便物送付先住所（郵便番号）、電話番号又は本籍地のうち、変更のあった事項（変更前・後）を記載してください（下記【変更届記載例】参照。なお、様式は法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）からダウンロードできます。）。ただし、本籍地の変更については、都道府県が変更になる場合のみ提出してください。同一都道府県内での本籍地変更については届出不要です。

また、受験票を受け取った後は、受験番号も記載してください。

住民票等の添付は不要ですが、氏名及び本籍地変更の場合は、変更を証明する戸籍抄本等を添付してください。

試験終了後においても手続の方法は同様です。

※ 郵便物送付先住所の変更については、必ず郵便局への転居届の提出手続も行ってください。

2 試験地の変更

原則として認めません。ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合は、申請書（適宜の用紙に、受験者ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日、住所及び電話番号を明記の上、試験地（変更前・後）及び理由を記載したもの。）に当該事情を証明する書類（転勤の場合は辞令等の写し）を添付の上、平成25年4月1日（月）（消印有効）までに申請してください。期限を過ぎた場合は、受け付けません。

3 選択科目の変更

理由のいかんを問わず認めません。

【変更届記載例】

司法試験変更届	
平成〇〇年〇月〇〇日	
司法試験受験願書記載事項の変更につき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 試験地	東京都
2 受験番号	00001
3 受験者ID	12345678901
4 氏名	法務 みずき
5 フリガナ	ハウム ミズキ
6 生年月日	昭和62年10月1日
7 変更のあった事項（氏名・郵便物送付先住所・電話番号・本籍地）	
【変更前】	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神奈川県横浜市〇〇区〇-〇-〇 法務マンション〇〇〇号室
【変更後】	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 司法アパート〇〇〇号室
8 その他特記事項	変更につき、特記事項がある場合は記入してください

第4 受験者に交付される書類

受験者には、次表の書類が交付されます。

交付書類	交付の時期	取 扱 い 等
1 受験票	平成25年4月17日(水)発送予定	(1) 受験願書の郵便物送付先住所宛てに受験票を郵送します。 平成25年4月24日(水)までに到着しない場合は、司法試験委員会に問い合わせてください。 (2) 受験票は窓付き封筒に封入されており、受験番号シール(バーコード)が同封されていますので、受験票及び受験番号シールは、試験当日に必ず持参してください。 (3) 受験番号シールは各試験科目の答案用紙ごとに1枚ずつ指定された場所に貼り付けますので、絶対に紛失しないよう注意してください。
2 受験資格確認通知書	1に同じ	(1) 受験票に「受験資格確認通知書」が添付されます。 (2) 受験資格確認通知書は、司法試験委員会において受験資格を確認したことを証明する書面です。受験資格確認通知書に記載されている「受験者ID」は、受験歴の確認及び司法試験委員会への問い合わせ等に使用しますので、受験票と切り離し、大切に保管してください。次回の出願以降、受験願書に「受験者ID」を記入した場合は、受験資格を証明する必要はありません。 なお、受験資格確認通知書の記載内容に誤り等がある場合は、司法試験委員会に連絡してください。
3 成績通知書(短答式試験)	平成25年6月中旬発送予定	短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した場合は、短答式試験の成績を通知します。
4 成績通知書(論文式試験及び総合評価)	平成25年9月下旬発送予定	(1) 短答式試験及び論文式試験の全科目を受験し、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た場合は、論文式試験の成績を通知します。 (2) 論文式による筆記試験の全科目につき最低ラインに達している場合は、総合評価の総合得点及び順位を通知します。
5 合格通知書	4に同じ	合格及び合格証書授与の手続等について通知します。

第5 個人情報の取扱い

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るために利用します。

第6 受験上の注意事項

1 携行品

- (1) 受験票
- (2) 受験番号シール（バーコード）
- (3) 筆記具
 - ・ B又はHBの鉛筆（シャープペンシルでマークシート用紙にマークした場合は、正確に読み取れないおそれがあるので、シャープペンシルの使用は不可）
 - ・ プラスチック製消しゴム
 - ・ 黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）

2 注意事項

- (1) 試験開始時刻までに入室しない場合は、当該科目及びその他の科目について、受験できません。
- (2) 試験場では、司法試験委員会、試験監督員及び施設関係者の指示に従ってください。また、掲示内容をよく確認し、各施設で定められている決まりを遵守してください。
- (3) 試験室内では、携帯電話等の全ての電子機器類及び音響機器の使用はできません。必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- (4) 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- (5) 問題検討のためのラインマーカー、色ペン、色鉛筆及びシャープペンシルの使用は、問題用紙及び論文式試験において配布される答案構成用紙（下書き用紙）に限り許可します。
- (6) 試験時間中は、受験票、時計又はストップウォッチ（計時機能のみのもの）に限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）及び前記1(3)の筆記具（ラインマーカー、色ペン、色鉛筆及びシャープペンシルを含む。）以外のもの（定規、付箋、筆記具入れ等）は机上又は机の中に置かずに必ずかばんの中にしまってください。ただし、受験特別措置の申出（7ページ「第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」参照）により服用を認められた薬等、司法試験委員会から認められたものは除きます。
- (7) 次の場合は、論文式試験の答案は零点となります。
 - ・ 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案
 - ・ 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案
 - ・ 受験願書に記載した選択科目とは異なる科目について解答した答案
 - ・ 第1問、第2問の答案用紙を取り違えた答案（ただし、正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案を除く。）
- (8) 試験室内及び試験時間中の喫煙や飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付きのペットボトルに入った飲料は持ち込んで飲むことができますが、机上に容器を置かず、必ず蓋を閉めて足下に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。
- (9) 試験時間中にやむを得ずトイレに行く必要がある等の場合には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。勝手に席を立ったり、携帯電話等の不要物を所持することは禁止します。
- (10) 試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了することはできません。
- (11) 空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、服装には十分に注意してください。
- (12) 試験時間中に日常的な生活騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (13) 納付された受験手数料は、試験を受けなかった場合においても返還されません（司法試験法（以下「法」という。）第11条第2項）。
- (14) 法第10条（合格の取消し等）又は司法試験法施行規則（以下「施行規則」という。）第5条（受験者が守るべき事項等）に違反した場合は法に基づき処分されることがあります。
- (15) 司法試験の出願をしても実際に受験（司法試験実施日初日の論文式による筆記試験開始時に試験室内に在室していた場合に受験したものとなります。）しなければ司法試験の受験回数の制限の対象とはなりません。

なお、欠席に関しての事前・事後の届け出は不要です。
- (16) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を御覧いただくか、司法試験委員会宛てお問い合わせください。

第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置

視覚障害、肢体障害、その他身体に障害等がある場合は、審査により、障害等の種類・程度に応じた特別の措置を行います。また、出願後、不慮の事故などにより負傷した場合などにも、身体に障害のある場合に準じた受験特別措置を行います。申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。詳細については、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を御覧いただくか、司法試験委員会に照会してください。

1 受験特別措置の申出

申出に際しては、次の書類を取りそろえて、**出願時に提出**してください。司法試験委員会指定の申出書及び診断書については、司法試験委員会にお問い合わせの上、取り寄せてください（前記法務省ホームページからもダウンロードできます。）。

提出された書類については、司法試験委員会において調査し、必要に応じ、書類を追加提出していただく場合があります。

- (1) 「司法試験身体障害者等受験特別措置申出書」
受験特別措置を申し出る本人が作成してください（代筆可）。
- (2) 「法科大学院における特別措置の状況について」
法科大学院の定期試験等において、何らかの特別措置が講じられている場合には、法科大学院に対し、本書面に必要事項を記入するよう依頼してください。
本書面は、受験特別措置申出書とともに提出してください。
既に法科大学院の課程を修了している場合は、修了した法科大学院において講じられていた措置の状況について、本人が作成して提出してください（代筆可）。
- (3) 医師の診断書及び身体障害者手帳の写しなどの障害や傷病の程度を証明する書類
視覚障害（弱視）又は肢体障害の場合は、司法試験委員会指定の診断書を提出してください。
- (4) 補聴器の種類・形状が特定できる書面
補聴器の持参使用を申し出る場合は、補聴器の種類・形状が特定できる書面（使用説明書又はカタログ等の写しなど）を提出してください。なお、電波受信機能（FM式など）を利用した補聴器は使用できません。

2 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ

個別の受験特別措置の実施方法等については、申出者宛てに平成25年4月下旬頃、郵送によりお知らせする予定です。

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項

特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項例は、次のとおりです。

(1) 視覚障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区 分	特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
視 覚 障 害	I 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者
	II 良い方の眼の視力が0.15以下の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者

イ 特別に措置する事項

区 分	特 別 に 措 置 す る 事 項
視 覚 障 害	Iに該当する者 パソコン用電子データによる出題及び点字による出題 パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験】
	I又はIIに該当する者 試験時間延長
	II又はIIIに該当する者 文字式解答【短答式試験】 ※ 文字式解答には、①チェック方式(通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法)と②算用数字記入方法(選択肢の数字を記入する方法)があります。
	II～IVのいずれかに該当する者 拡大した問題集の配布 拡大した答案用紙の配布 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項（続き）

(2) 肢体障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区 分	特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの

イ 特別に措置する事項

区 分	特 別 に 措 置 す る 事 項
肢 体 障 害	I又はIIに該当する者 パソコンを使用した答案作成
	I又はIIIに該当する者 試験時間延長
	III又はIVに該当する者 拡大した答案用紙の配布 文字式解答【短答式試験】 ※ 文字式解答には、①チェック方式(通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法)と②算用数字記入方法(選択肢の数字を記入する方法)があります。

(3) 聴覚障害

特 別 に 措 置 す る 事 項
注意事項等の文書による伝達
座席を前列に配列
補聴器の持参使用

(4) その他病弱、傷病及び前記障害の区分に共通して措置を行うもの

特 別 に 措 置 す る 事 項
1階又はエレベーターのある試験室への配席
試験時間内の服薬

第8 参考事項

参考1 司法試験

1 目的

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます（法第1条第1項、第3項）。

2 試験科目

(1) 試験は短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行われます（法第2条第1項）。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることとなります。

短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます（法第3条第1項）。

- ・ 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）
- ・ 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）
- ・ 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）

(2) 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます（法第3条第2項）。

- ・ 公法系科目
- ・ 民事系科目
- ・ 刑事系科目
- ・ 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目（選択科目）

(3) 選択科目は、次の8科目とされています（施行規則第1条）。

- ・ 倒産法
- ・ 租税法
- ・ 経済法
- ・ 知的財産法
- ・ 労働法
- ・ 環境法
- ・ 国際関係法（公法系）
- ・ 国際関係法（私法系）

3 合格者の決定方法

合格者の判定は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者について、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行われます（法第2条第2項）。なお、合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会によって決定されます（法第8条）。

参考2 受験資格

司法試験法第4条に、受験資格が規定されています。

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

○ 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）（抄）

附 則（抄）

（新司法試験及び旧司法試験の受験）

第八条（略）

2 新法第四条第一項第一号の受験資格（同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。）に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験（当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。）をしているときは、その旧司法試験等の受験（次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。）を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、新法第四条第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

○ 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）（抄）

（出願手続）

第三条 司法試験を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真及び受験資格を有することを証する書面を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。ただし、司法試験委員会があらかじめ定める場合においては、受験資格を有することを証する書面を添付することを要しない。

2 （略）

3 第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

4～6 （略）

参考3 受験資格確認フロー

例えば、平成20年4月に法科大学院に入学した者が、平成23年3月に法科大学院の課程を修了し、法科大学院課程修了の受験資格に基づき司法試験を受験する場合には、平成21年度及び平成22年度旧司法試験第二次試験の受験は、司法試験の受験回数制限の対象となります。

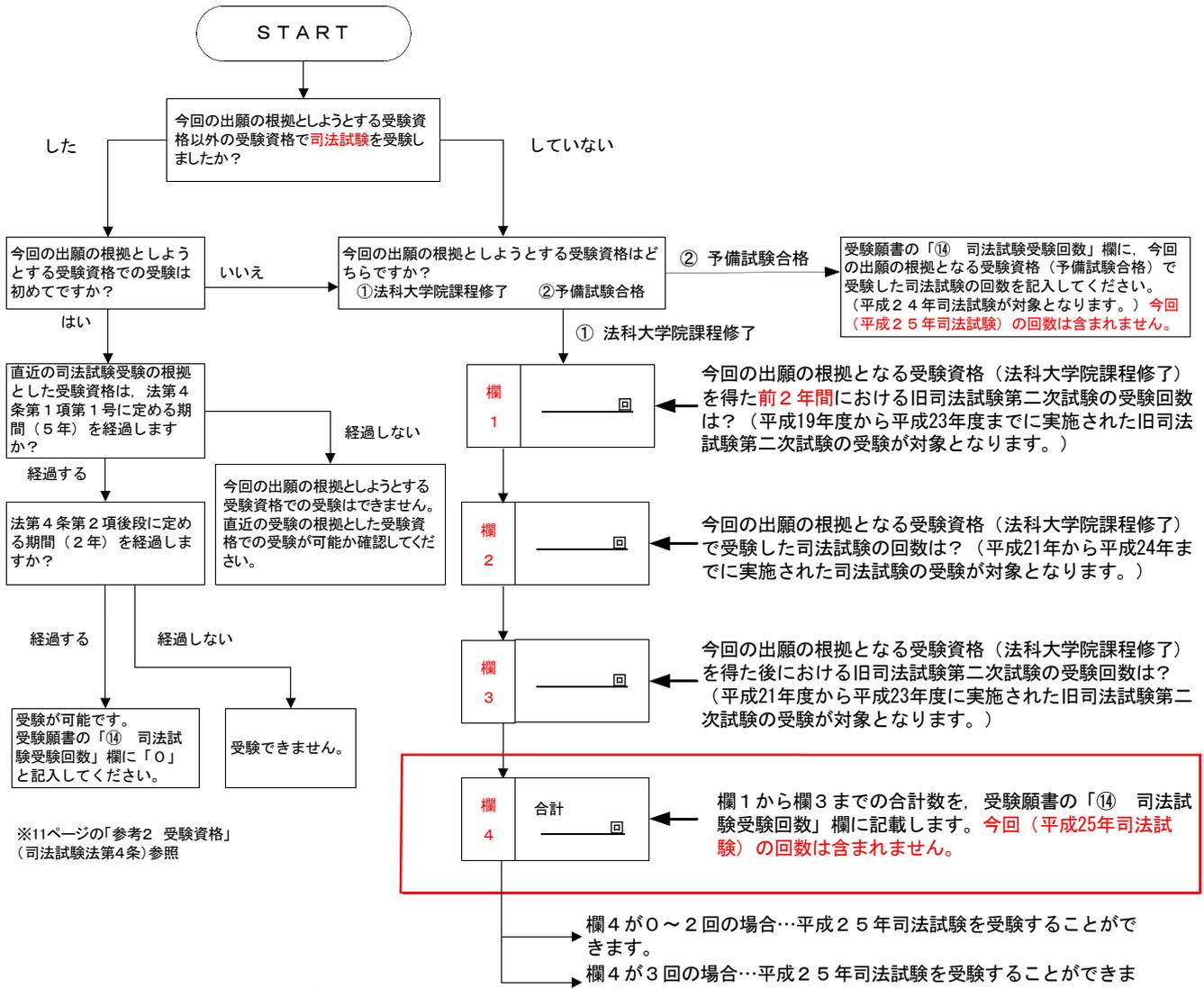
これは、法科大学院の課程の修了前2年間における旧司法試験第二次試験の受験が、司法試験の受験回数制限の対象となるためです。

なお、司法試験予備試験合格の受験資格に基づき受験する場合には、前述の旧司法試験第二次試験の受験は、司法試験の受験回数制限の対象となりません。

また、司法試験の出願をしても実際に受験しなければ対象とはなりません。

【平成25年司法試験受験用】

次のフローにより、受験回数の確認を行ってください。



○ 欄1、欄2及び欄3の対象となる試験

受験資格を得た日 (法科大学院課程修了)	欄1の対象となる試験	欄2の対象となる試験	欄3の対象となる試験
①平成21年3月	平成19, 20年度旧司法試験	平成21～24年司法試験	平成21～23年度旧司法試験
②平成22年3月	平成20, 21年度旧司法試験	平成22～24年司法試験	平成22, 23年度旧司法試験
③平成23年3月	平成21, 22年度旧司法試験	平成23, 24年司法試験	平成23年度旧司法試験
④平成24年3月	平成22, 23年度旧司法試験	平成24年司法試験	
⑤平成25年3月(予定)	平成23年度旧司法試験		

○受験資格確認方法

設例1 (平成21年3月に法科大学院課程を修了した場合)

受験資格を得た日	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年
平成21年3月	欄1の範囲		欄2, 3の範囲				
例A		旧司法試験を受験	司法試験を受験				司法試験を受験
例B			司法試験を受験	旧司法試験を受験			司法試験を受験

受験回数確認の例

例	欄1	欄2	欄3	欄4 (平成25年を含めない受験回数)	平成25年を含めた受験回数
例A	1回	1回	0回	2回	3回
例B	0回	1回	1回	2回	3回

設例2 (平成24年3月に法科大学院課程を修了した場合)

受験資格を得た日	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年
平成24年3月	対象外			欄1の範囲		欄2の範囲	
例A		旧司法試験を受験	旧司法試験を受験	旧司法試験を受験			司法試験を受験
例B						司法試験を受験	司法試験を受験

受験回数確認の例

例	欄1	欄2	欄3	欄4 (平成25年を含めない受験回数)	平成25年を含めた受験回数
例A	1回	0回	0回	1回	2回
例B	0回	1回	0回	1回	2回